		号外	ページ
三七八	電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件	一〇258	一八
三七九	電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件	一〇258	一九
三八〇	電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件の一部を改正する件	一〇258	二〇
三八一	周波数割当計画の一部を変更する件	一〇258	二〇
三八二	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件	一五	三
三八三	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件	一五	三
三八四	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	一五	三
三八五	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	一五	三
三八六	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	一五	三
三八七	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	一五	三
三八八	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件	一五	三
三八九	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件	一五	三
三九〇	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件	一五	四
三九一	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、解散をした旨の届出があった件	一五	四
三九二	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	一五	四
三九三	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	一五	四
三九四	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件	一五	四
三九五	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件	一五	四
三九六	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件	一五262	四
三九七	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件	一五262	四
三九八	消防法施行規則第一条の四第八項（同令第五十一条四第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録講習機関の主たる事務所の所在地及び講習の業務を取り扱う事務所の所在地の変更に関する件	一七	二
三九九	無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件	一八	三
四〇〇	電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件	一八265	九七
四〇一	外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件	一八265	九八
四〇二	電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件	一八265	九九
四〇三	広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件	一八265	一〇〇